

仕様書

1 件名

札幌市児童相談所・札幌市東部児童相談所 食事提供業務

2 納入場所

(1) 札幌市児童相談所

札幌市中央区北7条西26丁目

(2) 札幌市東部児童相談所

(契約締結日から令和7年9月中旬頃) 札幌市中央区北8条西24丁目

(令和7年9月中旬頃から令和8年3月31日) 札幌市白石区本郷通3丁目北

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予定数量

(1) 札幌市児童相談所 1か月につき320食程度

(2) 札幌市東部児童相談所 1か月につき240食程度

ただし、数量は入所児童数等によるため変動する。

5 食事内容

(1) 1食当たりのエネルギーは、600～700kcal程度とする。

(2) 主菜は、肉・魚・卵・大豆製品などをバランスよく入れること。

(3) 野菜メインの副菜をつけること。

(4) 喫食者が児童であるため、薄味に仕上げること。

(5) 納入形態は、主食及び副食は使い捨て容器による弁当形式であること。

(6) アレルギー対応のため、1週間前を目安に献立及び使用食材の情報を提供のうえ、本市職員の下承を受けたうえで提供すること。

6 配食方法等

(1) 1回当たりの想定食数は以下のとおり。

札幌市児童相談所 40食

札幌市東部児童相談所 30食

(2) 履行期間のうち、本市があらかじめ指定する日に、指定する場所に配食を行うこ

ととする。

提供する食事は原則朝食・昼食・夕食のいずれかとし、それぞれの納入時間は下記のとおり。

- ・朝食：午前 06 時 30 分から午前 07 時 20 分まで
- ・昼食：午前 10 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
- ・夕食：午後 04 時 30 分から午後 05 時 20 分まで

(3) 配食を行う日時・数量は、おおむね 1 週間前に双方協議のうえ決定するものとする。

7 その他

- (1) 契約方法は 1 食当たりの単価による。
- (2) 受託者は、業務終了ごとに委託者の確認を受けるとともに、月の業務完了ごとに「完了届」（別紙）を委託者に提出する。
- (3) 本件に係る支払は、検査に合格した後、発注食数に応じて月ごとに支払う。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを決定する。
- (5) 受託者は本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めるものとする。

【担当】

札幌市児童相談所地域連携課 伊藤

札幌市中央区北 7 条 26 丁目

TEL : 011-622-8620